

高齢者新型コロナ予防接種を受ける方へ(説明書)

新型コロナ予防接種について、この説明書をよく読み、効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解した上で接種をするかご判断ください。
気になることや分からないことがあれば予防接種を受ける前にかかりつけ医や健康課に質問をしましょう。
十分に納得ができない場合には、接種を見合わせましょう。

新型コロナワクチンの効果

新型コロナウイルスに感染して発症すると、発熱、咽頭痛、咳などが現れます。高齢者や基礎疾患のある人は、重症化や死亡の危険が高いです。

予防接種を受けることで、新型コロナの発症や重症化を予防します。

予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかな発熱がある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
(他の医薬品投与でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人は医師に必ず伝えること)
- ④ 新型コロナワクチンの成分に対してアナフィラキシーなどの重い過敏症(全身性の皮膚や粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下など)になったことがある人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受けるに際し、医師によく相談が必要な人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患 などの基礎疾患がある人
- ② 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断を受けたことがある人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ④ これまでの予防接種で、接種後2日以内に発熱またはアレルギー(発疹)を疑う症状がみられた人
- ⑤ 接種しようとする予防接種の成分に対してアレルギーを起こす可能性がある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人や血小板減少症または凝固障害がある人

※上記に該当する方だけでなく、心配な方は事前によく医師に相談してください。



予診表は医師にとって大切な情報となります。接種前に接種を受ける方が責任を持って記入しましょう。代理の方の記入でもかまいませんが、被接種者署名は可能な限り接種を受ける本人で記載しましょう。(代理の方が記載される場合は、続柄を記載ください。)

他の予防接種との接種間隔

インフルエンザ、新型コロナ、高齢者肺炎球菌、高齢者带状疱疹の予防接種は、医師が特に必要と認める場合は同じ日に接種することができます。

予防接種後の副反応

主な副反応

接種部位の症状(腫れ・痛み・赤みなど)、発熱、頭痛、だるさ など

まれに起きる重大な副作用

アナフィラキシー様症状(じんましん、呼吸困難、胸の痛み、ぐったりする、息切れなど)

※重大な副作用は、接種後30分以内に生じることがほとんどです。接種場所で待機し、症状が現れた場合はすぐに医師、看護師に伝えてください。

※接種後30分より後に症状が出る場合もあります。いつもと違う症状を感じたときは速やかに接種医療機関やかかりつけ医に連絡してください。

その他

ギランバレー症候群、心筋炎、心膜炎 など

予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ① 予防接種を受けた後24時間はなるべくゆっくり過ごすように心がけ、副反応(健康状態の変化)を観察しておきましょう。
特に接種後30分以内は接種した場所でゆったりと過ごし、急激な健康状態の変化に注意しましょう。
- ② 予防接種当日の入浴は問題ありません。
接種部位をこすらないようにしましょう。
- ③ 予防接種後は接種部位を清潔に保ちましょう。
激しい運動や大量の飲酒は避けるようにしてください。
- ④ 予防接種後、接種した部分の異常反応や体調の変化がある場合には
速やかに医師の診察を受けましょう。
予防接種後の異常によって診察を受けた場合には、
大木町役場健康課 0944-32-1280 までご連絡ください。



予防接種救済制度について

予防接種法に基づく予防接種による健康被害(入院を必要とする程度の疾患や障害又は死亡等。通常おこり得る副反応は除く。)には、救済制度を利用することができます。

予防接種との因果関係は、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種の前や後に紛れ込んだ病気など)ではないかなど国の審査会で審議が行われ、審議の結果から厚生労働大臣が認定した場合に認められます。

救済制度による給付は、健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料等、法律で決められた金額が支給されます。

※給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師・大木町役場健康課にご相談ください。

問い合わせ先:大木町役場 健康課 0944-32-1280